

誓約書

自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りです。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯は、その光源が点滅するものでなく、回転式の構造のものとしません。
- 5 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りです。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

令和〇年〇月〇日

三重県警察本部長 殿

〇〇町青色防犯パトロール隊
隊長 〇〇 〇〇 印

備考

- 1 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。